四五	関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。）	中華人民共和国
四六	関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八〇一・三一号の二に掲げる物品	中華人民共和国
四七	関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）	中華人民共和国
四八	関税率表第五六〇七・二一号、第五六〇七・二九号、第五六〇七・四一号、第五六〇七・四九号又は第五六〇七・五〇号に掲げる物品 関税率表第五六〇七・九〇号の二に掲げる物品のうち アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの	全特恵受益国等
五〇	関税率表第五七〇二・一〇号、第五七〇二・三一号、第五七〇二・三二号、第五七〇二・三九号、第五七〇二・四一号、第五七〇二・四二号、第五七〇二・四九号、第五七〇二・五〇号、第五七〇二・九一号、第五七〇二・九九号、第五七〇五・〇三項又は第五七〇五・〇〇号に掲げる物品	中華人民共和国
五一	関税率表第五八〇六・一〇号、第五八〇六・三一号、第五八〇六・三二号の二、第五八〇六・三九号又は第五八〇六・四〇号に掲げる物品	中華人民共和国
五二	関税率表第六〇〇・〇一項、第六〇〇・二四号、第六〇〇・〇三項、第六〇〇・四一〇号、第六〇〇・〇五項又は第六〇〇・〇六項に掲げる物品 関税率表第三〇〇六・一〇号の二の㈠、第六〇〇二・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち ゴム糸の重量が全重量の五％以上のもの以外のもの	中華人民共和国
五七	関税率表第六三〇一・二〇号、第六三〇一・三〇号、第六三〇一・四〇号又は第六三〇一・九〇号に掲げる物品	中華人民共和国
六二	関税率表第七〇・一八項に掲げる物品	中華人民共和国
八一	関税率表第九六〇三・二一号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十二年五月

○財務省告示第二百二十一号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦

第十号を削り、第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　東京税関羽田税関支署

○財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、告示第二号

工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の規定に基づき、工場立地に関する準則（平成十年一月農林水産省、通商産業省、告示第一号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月三十日

財務大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　山田　正彦
経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

第二条中「環境施設以外の施設」の下に「又は同条第一号トに掲げる施設」を加える。

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表Ⅱ区分０８６を次のように改める。

086　脊髄（せきずい）刺激装置用リード	
(1)　リードセット	170,000円
(2)　アダプター	35,000円
別表Ⅱ区分０８７に次のように加える。	
(4)　疼痛（とうつう）除去用（16極以上用）	1,600,000円
別表Ⅱ区分１１３⑴①に次のように加える。	
ウ　誤感知防止型	162,000円
別表Ⅱ区分１２３を次のように改める。	
123　経皮的カテーテル心筋焼灼（しゃく）術用カテーテル	
(1)　標準型	175,000円
(2)　イリゲーション型	184,000円
別表Ⅱ区分１３３⑴に次のように加える。	
③　コイル留置用ステント	446,000円
別表Ⅱに次のように加える。	
160　埋込型迷走神経電気刺激装置	1,640,000円
161　迷走神経刺激装置用リードセット	179,000円
162　経皮的心腔（くう）内リード除去用ヒーザーシースセット	297,000円

○厚生労働省告示第二百六十号

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第六条第三項の規定に基づき、動態調査の調査票の様式（昭和四十八年厚生省告示第二百九十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月分の動態調査から適用する。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭